

令和5年度 福岡県立三池高等学校 生徒心得および生徒指導規定

I 生徒心得

諸君は、大正6年(1917年)三池中学校として創立されて以来の歴史と伝統をもつ、福岡県立三池高等学校の生徒です。本校の校訓、教育方針、生徒心得等の理解を深め、実りある高校生活を過ごしてください。また高校生活を通して、日本の伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する心を大切にするとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養ってください。

諸君は、一人のかけがえのない個性をもった人格です。今は保護者等をはじめとする家族や学校の庇護の下にあり、法的にも保護されている立場にありますが、将来は自立した一人の成人として新たに多くの権利を得ると同時に、新たな義務や責任が課せられます。そのために高校時代という多感で伸び盛りの時期に心身を鍛練し、将来に備えてください。

更に諸君は、三池高校の中にあつて、先輩・後輩の絆を大切にし、多くの友人を得て切磋琢磨していきましょう。高校時代の先輩・後輩の関係を含めた人間関係と友情は、諸君の宝と言えるでしょう。学校の内外を問わず、次に示すことを常に心がけ、品位ある生活態度を身に付ける努力を怠らないでください。

- 国旗・国歌(日の丸・君が代)に敬意を表すること
- 校旗・校歌・校章等を尊重し、三池高校生としての誇りをもつこと
- 人権尊重を第一義とし、寛容の精神を育むこと
- 礼儀作法を重んじ、生活全般のマナーアップに努めること
- 挨拶の励行と美しい言葉遣いを心がけること
- 部活動・生徒会活動・学校行事等にも積極的に参加すること
- 交通安全をはじめ、自他の安全については細心の注意を払うこと
- 公共物を大切にし、校内美化に努めること
- 校内での選挙運動や政治的活動は禁止する

II 表彰・懲戒規定

I 表彰

(1)趣旨

本校における、学業、体育・文化部活動及び皆勤並びに善行等により、他の生徒の模範となり、学校に希望と活力を与える顕著な功績があった生徒を表彰することによって、全校生徒の意欲を喚起する。

(2)表彰内容

① 三池大賞

- 学業または部活動及びそれに準じる活動において、秀でた成績を残すとともに、全校生徒の模範となる学校生活を送った者
- その行いが善行として高く評価されるとともに、全校生徒の模範となる学校生活を送った者
- その他、校長が特別表彰に値すると認めた者

② 優秀賞

- 部活動及びそれに準じる活動において、優れた成績を残すとともに、全校生徒の模範となる学校生活を送った者

③ 皆勤賞

- 3か年皆勤の者
- 1か年皆勤の者

(3) 表彰式

原則として、3年生は卒業式前日に、1・2年生は修了式において実施する。

2 懲戒

(1) 懲戒対象者

法律違反等、公序良俗に反した者及び校内における正常な教育活動を妨げた者には、懲戒を加える。

(2) 懲戒の種類

懲戒には訓告・停学・退学の3種類があるが、(学校教育法施行規則による)退学の規定は次のとおりである。

- 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 正当の理由がなくて出席常でない者
- 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

Ⅲ 生徒指導規定

1 学校内

- (1) 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者等を通して届け出ること。無断欠席等がないようにする。
- (2) 高額のお金等、学校生活に不必要なものは持ち込まない。また、お金の貸借は原則として禁止する。貴重品は、自分でロッカーに施錠し管理する。
- (3) 所持品の紛失、盗難及び遺失物を拾得した場合は、速やかに担任等へ届け出ること。また、所持品には必ず記名する。
- (4) 校内において、政治的活動及び宗教的活動を行ってはならない。
- (5) 私的なポスター・案内状・宣伝ビラ等を無断で配布(含掲示)してはならない。公的なものについては、許可する場合がある。
- (6) 物品や入場券等の販売は一切行ってはならない。ただし、三高祭等の学校行事については、別に定める。
- (7) 携帯電話の校内への持ち込みを許可する。ただし、校内での使用は一切禁止とする。校内では電源を切り、ロッカーに入れて施錠し、責任を持って管理をすること。規定に違反した場合は、指導を行う。

【携帯電話等に関する基本方針】

- ① 携帯電話等の通信機器は、通常の高校生活を送る上で必要不可欠な物ではない。しかし、最近の不審者の出没状況等に鑑み、事件や事故等に遭遇した場合の緊急連絡手段として所持することは認めるものとする。ただし、校内での使用は一切禁止する。
- ② 携帯電話等を校内で使用することにより、「生徒同士が授業中にメールのやりとりを行う」「授業中に呼び出し音が鳴る」「機器の紛失や盗難が起こる」「不正行為(カンニング)に使用する」等のトラブルが発生する可能性がある。よって、校内での使用については厳しく対応する。
- ③ 携帯電話等を使用することによって、番号や画像等の個人情報の流出が起こったり、いたずら電話(メール)により他人を誹謗中傷したりする事案が発生する可能性がある。これらの行為は絶対に許されない行為として、厳しく対応する。

〈保護者等の皆様へ〉

「フィルタリング」(有害サイトアクセス制限サービス)を是非ご利用ください。

現在インターネット・携帯電話等は、私たちの生活のさまざまな場面で利用されており、日々の生活を営む上で欠かせないものとなっています。しかし、インターネット・携帯電話等の世界には、子どもたちを狙う危険な落とし穴も潜んでいます。

お父さん方やお母さん方は、子どもたちがインターネットを通じてアダルトサイトや出会い系サイト等の有害な情報に接してしまうことに不安を感じませんか？

インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る有効な対策である「フィルタリング」(有害サイトアクセス制限サービス)を是非ご利用下さい。

手続き等詳細は、下記の総務省のHP「フィルタリング関連」をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

2 学校外

- (1) 無断外泊をしてはならない。夜間外出するときは午後10時までには帰宅するよう心掛ける。(午後11時以降は警察による補導対象)
- (2) 18歳未満立入禁止の遊技場等への出入りは、厳禁とする。
- (3) 暴走行為及び見物(暴走類似行為とみなされる)は厳禁とする。
- (4) 学外の団体の活動に参加する場合は、保護者等を通じて届け出ること。
- (5) コンサート、放送(ラジオ、テレビ)等に出演・出場する場合は保護者等を通じて届け出ること。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。
- (7) シンナー・覚醒剤等の薬物乱用・飲酒・喫煙・万引き・暴力行為等の違法行為はもちろん、破廉恥な行為は厳禁とする。
- (8) 携帯電話等による「出会い系サイト」等へのアクセスは絶対にしてはならない。また、情報機器の新たな弊害も問題になってきているため、コンピュータや携帯電話等の使用については十分留意すること。
- (9) 警察官や補導員・交通巡視員に補導された場合は、必ず保護者等より担任に届け出る。
- (10) 諸種の事故や事件の被害者・加害者になったときは、速やかに警察に届けるとともに、担任に申し出る。
- (11) HR・部活動等の親睦会等は原則として担任等の指導の下で行うこと。必ず事前に届け出ること。

3 服装・頭髪等

(1) 頭髪

端正で清潔、自然な形を基本とし、染色・脱色・パーマメント等は厳禁とする。

「男子」…髭は剃り、もみあげは伸びすぎないように整える。

「女子」…前髪は目にかからないようにし、後ろ髪は、肩より長い場合は編むかゴムで束ねる。

ゴムやヘアピンは派手でないものとする。

(2) 制服

改造等、違反の制服は一切認めない。校章は指定の場所に付ける。

「男子」…標準型を制服とし、必ずカラーを付けること。(ラウンドカラーでも良い)

学校指定のカッターシャツは中間服として着用できる。

「女子」…学校指定の制服とする。

スカートの丈は膝がかくれる長さとする。

学校指定のカーディガンは、中間服及び防寒衣として制服の上から着用できる。

(3) 靴下

白・黒・紺・グレーの単色のものとする。(長さの規定なし)

ストッキング・タイツの色は、ベージュ系の色または黒色で無地とする。(黒色の場合は、ソックスは着用しなくて良い)

(4) 防寒衣について

① 男女とも登校にふさわしいコート、ウィンドブレーカーの上着及び学校名が入っているジャージの上着を許可する。

② セーター等は制服の下に着用する。毛糸の帽子等の着用は禁止する。

③ マフラー、ネックウォーマーの着用を認める。マフラーは、華美でないものとし、危険防止のため長さは150cmまでとする。

(5) 通学靴

特に規定は設けないが、安全に配慮した靴とする。

(6) その他

- ① 装飾具類は身につけない。
- ② 化粧は厳禁とする。リップクリームを使用する場合は無色のものとする。
- ③ 爪はきちんと切りそろえ、マニキュア類はしてはならない。
- ④ 眉そりは禁止する。

4 交通関係

(1) 自転車通学について

自転車通学希望者は、交通規則とマナーを守ることを誓約した上で許可願を提出し、通学条件を満たした生徒のみ許可する。許可証は、ステッカー（鑑札シール）の配付をもって、これに代える。ステッカーは自転車の後部に貼付する。ステッカーは毎年更新とする。雨天時はレインウェアを着用し、傘差し運転等の法令違反は厳禁とする。

(2) 運転免許取得及びバイク通学に関する規定

第1章 運転免許に関する規定

第1条

本校で取得できる二輪車の免許は、原付バイクに限る。バイク通学許可を認められた者のみ免許取得ができる。

第2条

原付の免許取得希望者は「バイク通学許可願」を事前に担任を通して交通係に提出し、許可を受け、「バイク通学説明会」に保護者等同伴で出席し、それ以降免許取得を認める。

第3条

免許取得する期日は長期休業中に限る。（補習が実施されていない日）

第4条

普通車運転免許証取得は、3年生の3学期（2月1日～）から許可する。但し、進路内定者（就職）に限る。卒業検定試験は卒業式終了後に受験をすること。

第5条

普通車免許取得希望者は、「運転免許許可願」を事前に担任を通して交通係に提出し、校長の許可を受けること。

第6条

原付の運転免許を取得した者は、担任を通して運転免許取得許可願、通学者誓約書免許取得者調査書を交通係に提出すること。

第7条

無断で免許を取得した者は特別指導とし、卒業時まで運転免許証の使用を禁ずる。

第2章 バイク通学に関する規定

第8条

バイク通学を希望する生徒は「バイク通学許可願」を事前に担任を通して交通係に提出し、許可を受け、「バイク通学説明会」に保護者等同伴で出席し、それ以降免許取得を認め、通学を許可する。

第9条

通学許可を受けることができる者は次の通りである。

- ① 原則、大牟田市以外に在住する生徒とする。山川中学校校区、高田中学校校区の生徒は、学校までの通学を許可する。その他の校区の生徒は、最寄りの駅までの使用を許可する。但し、熊本県在住の生徒については、居住地を考慮し、個別に対応する。尚、大牟田市在住の生徒で、公共の交通機関等で通学が困難な地域に在住する生徒については、別途検討する。

- ② ヘルメットはフルフェイス（白色）を使用すること。
- ③ 任意保険に必ず加入していること。
- ④ 改造したバイク（整備不良）でないこと。
- ⑤ 免許取得後、必ずサンデースクールに参加すること。
- ⑥ 雨天の場合は、必ず雨合羽を着用すること。
- ⑦ 校則違反を繰り返す者及び特別指導（校長訓告以上）を受けた者は免許取得を認めない。
- ⑧ 通学許可を受けた者が校則違反をした場合は、一定期間許可を取り消す。
- ⑨ 通学許可を受けた者が特別指導（校長訓告以上）を受けた場合は、通学許可を取り消し、卒業時まで運転免許証の使用を禁ずる。

第10条

バイクは通学のみの使用とする。

通学用バイクは原付バイク（50cc）とし、学校指定の通学許可証（ステッカー）を指定された場所（バイク及びヘルメットの後部）に貼り付けること。また、校内においては、交通事故防止及び安全確保の観点から校門で必ずエンジンを切り、駐輪場まで押して移動させること。

これに違反する行為があった場合は、一定の期間の通学許可を取り消す。

第11条

バイク通学者は、運転する際に、常に精神的・時間的余裕を持ち、ブレーキやライト等の整備点検を行うこと。

第12条

交通法規を遵守し、交通事故防止に努めなければならない。交通事故、道路交通法違反をした場合は、一定期間許可を取り消し、特別指導とする。

第13条

バイクの貸し借りは厳禁とする。違反をした場合は、一定期間許可を取り消す。

第14条

通学許可の有効期限は年度内とし、継続する場合は再度申請を行う。

第3章 運転免許証の紛失について

第15条

運転免許証を紛失した際には、速やかにその旨を担任を通して健全育成部に届けること。また、運転免許証を紛失して再交付を行う際は、健全育成部の許可を得て運転免許試験場へ行くこと。

5 下校時間及び部活動等の練習時間

放課後、学校内で勉強・部活動に励むことを推進するが、本校での下校時間は以下のとおりであり、時間を厳守すること。

(1) 下校時間（校門を出る時間）

- ① 平常授業時は19時20分完全下校とする。
- ② 休日及び長期休業中は17時完全下校とする。ただし、顧問の申請と現場指導がある場合は1時間の延長を認める。

(2) 部活動の練習時間

- ① 平常授業時は19時までとする。
- ② 休日及び長期休業中は16時40分までとする。ただし、顧問の申請と現場指導がある場合は1時間の延長を認める。
- ③ 定期考査前1週間及び考査期間中は原則として練習は禁止する。ただし、練習禁止期間中及び、考査終了後10日以内に公式戦が実施される部は、顧問の申請と現場指導をもって1時間程度の練習を認める（朝の練習は禁止）。ただし、考査最終日は平常時の活動に戻る。